

任意提出書類

香川県知事 宛

香川県相談支援従事者初任者研修受講申請に係る実務経験申告書

標記の研修に申請した（申請者氏名）の実務経験は、「香川県
相談支援従事者初任者研修受講申請に係る実務経験申告書用実務経験分類表」（※表内の経
験年数は無視してください。）の各分類番号に下記のとおり該当する。

分類番号 (必須)	法人名 事業所名 (必須)	従事期間 (必須)
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで

問い合わせの際に必要なため、正確な法人名、事業所名をお書きください。

以上記載事項に相違ないことを申告する。

申告者（申請者自身）

申告日 年 月 日

申請者氏名（直筆）

申請者所属事業所名 申請者職名

- ①「申告者」欄は申請者が直筆で記載してください。
- ②申告内容に虚偽が判明した場合には各指定権者へ報告するとともに、虚偽申請した方については、虚偽の判明後5年の間、当園が企画するサービス管理責任者等各種研修・相談支援従事者各種研修・強度行動障害支援者養成各種研修について受講を認めないことを予めご了承ください。
- ③任意提出書類であるこの申告書を添付して研修受講を申請した時点で、②について申請者が同意したとみなします。

相談支援専門員の配置要件は「初任者研修修了」と「厚生労働省が示している実務経験」を満たす必要があります。研修受講の際には実務経験は必須ではありませんが、申請者数が定員を超過した際に選考基準の一つとなります。

「香川県相談支援事業者初任者研修受講申請に係る実務経験申告書用実務経験分類表」は厚生労働省告示をもとに、この「実務経験申告書」に記載する内容を、香川県立あけふまけ園が独自に編集・作成した参考資料で、この表の内容が事業所指定及び相談支援専門員配置の際に各指定権者が判断する基準ではありません。この申告書を証拠書類として指定権者に提出することはできません。

- ④お勤めの事業所が「厚生労働省が示している実務経験」を満たすと判断した場合、所属長の証明を記載(所属長の直筆署名)することもできます。
⑤④で証明内容に虚偽が判明した場合には上記②と同様の措置を証明者の属する法人・事業所に適用します。
⑥④の証明書を添付して研修受講を申請した時点で、⑤について証明者及び属する法人・事業所が同意したとみなします。

上記申請者は「厚生労働省が示している実務経験」を満たしていることを証明する。

所属：_____

所属長職名_____ 氏名（直筆） _____